

青森県報

号外第八十号

平成十四年八月五日(月曜日)

目次

規則

青森県住民基本台帳法施行細則……………(振)興町 課村 …… 一

訓令

住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程……………(振)興町 課村 …… 三

規則

青森県住民基本台帳法施行細則をここに公布する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木村 守男

青森県規則第六十三号

青森県住民基本台帳法施行細則

(趣旨)

第一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)の施行については、住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)、住民

基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)及び青森県住民基本台帳法施行条例(平成十四年七月青森県条例第五十七号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(本人確認情報開示請求書)

第二条 法第三十条の三十七第一項に規定する書面は、本人確認情報開示請求書(第一号様式)によるものとする。

(証明書類等)

第三条 法第三十条の三十七第一項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類等を提出し、又は提示しなければならない。

一 本人が開示請求をしようとするとき 次に掲げるいずれかの書類等

イ 運転免許証、健康保険の被保険者証又は法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類等であつて当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するに足りるもの

ロ やむを得ない理由によりイに掲げる書類等を提示することができない場合には、当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類等

二 法定代理人が開示請求をしようとするとき 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類等及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類等

(本人確認情報の開示の方法)

第四条 法第三十条の三十七第二項に規定する書面以外の方法は、本人確認情報を専用機器により再生したものの閲覧とする。

(本人確認情報の訂正等の申出)

第五条 法第三十条の四十の規定による本人確認情報の全部又は一部の訂正、追加又

申請書の申出（以下「訂正書の申出」として。）は、本人確認情報訂正等申出書（第二号様式）に添付しなければならないこと。
 2 郷川紫の親良社、郷川紫の申出として、郷川紫の
 係 員
 への取扱い、公衆の目から避けること。

第1号様式（第2条関係）

本人確認情報開示請求書

年 月 日

青森県知事 殿

氏 名	郵便番号（ ー ）
住 所	
住民票コード	
生 年 月 日	年 月 日 生
男 女 の 別	（該当するものを○で囲んでください。） 男 女
連 絡 先	（該当するものを○で囲んでください。） 自宅 勤務先 その他 電話番号（ ）

法定代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

氏 名	郵便番号（ ー ）
住 所	
住民票コード	
生 年 月 日	年 月 日 生

本人
 未成年者・成年被後見人の別
 1 未成年者 2 成年被後見人
 （該当する番号を○で囲んでください。）

男 女 の 別	（該当するものを○で囲んでください。） 男 女
連 絡 先	（該当するものを○で囲んでください。） 自宅 勤務先 その他 電話番号（ ）

住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により、次のとおり本人確認情報の開示を請求します。

求める開示の実施の方法 （希望する番号を○で囲んでください。）	1 書面の交付 端末画面での閲覧	2 書面の閲覧
------------------------------------	---------------------	---------

- 注1 住民票コードを記載した場合には、「生年月日」及び「男女の別」の欄は、記載する必要がありません。
 2 請求者本人であることを証明する書類等（運転免許証等）を提出し、又は提示してください。
 3 法定代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、法定代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式（第5条関係）

本人確認情報訂正等申出書

年 月 日

青森県知事 殿

氏 名	郵便番号（ ー ）
住 所	
住民票コード	
生 年 月 日	年 月 日 生
男 女 の 別	（該当するものを○で囲んでください。） 男 女

連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。)
	自宅 勤務先 その他 電話番号 () () ()

法定代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

氏 名	郵便番号 (—)
住 所	
未成年人・成年 被後見人の別	(該当する番号を○で囲んでください。) 1 未成年人 2 成年被後見人
住民票コード	
生 年 月 日	年 月 日 生
男 女 の 別	(該当するものを○で囲んでください。) 男 女
連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 () () ()

住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり申し上げます。

申 出 の 種 別	(該当する番号を○で囲んでください。) 1 訂正 2 追加 3 削除
訂正等を求める箇所及び内容	
開 示 を 受 け た 年 月 日	年 月 日

注1 住民票コードを記載した場合には、「生年月日」及び「男女の別」の欄は、記載する必要がありません。

2 請求者本人であることを証明する書類等(運転免許証等)を提出し、又は提示してください。

3 法定代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、法定代理人であることを証明する書類等(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

訓 令

青森県訓令甲第四十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程を次のように定める。

平成十四年八月五日

青森県知事 木 村 守 男

住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを確保するため、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 住民基本台帳ネットワークシステム 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成十四年六月十日総務省告示第三百三十四号)第一の一に規定する住民基本台帳ネットワークシステムのうち、県が整備し、管理及び運営を行うシステム(青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程(平成十年三月青森県訓令甲第十二号)第二条第二号に規定する行政情報ネットワークに係るシステムを除く。)をいふ。

- 二 セキュリティ システムの正確性、機密性及び継続性の維持をいふ。
- 三 端末機 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」といふ。)に

第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）を利用するための端末機をいう。

四 情報資産 住民基本台帳ネットワークシステムを構成する機器等（以下「システム機器等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムに係るすべての情報をいう。

（セキュリティ統括責任者等の設置）

第三条 住民基本台帳ネットワークシステムの適正な管理及び運営を行い、本人確認情報の保護を図るため、セキュリティ統括責任者、システム管理者及びシステム副管理者（以下「セキュリティ統括責任者等」という。）を置く。

2 セキュリティ統括責任者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職にある者をもって充てる。

- 一 セキュリティ統括責任者 企画振興部長
- 二 システム管理者 企画振興部市町村振興課長
- 三 システム副管理者 企画振興部情報政策課長
（セキュリティ統括責任者等の職務）

第四条 セキュリティ統括責任者は、システム管理者及びシステム副管理者を指揮し、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営を統括する。

2 システム管理者は、次に掲げる事項を管理する。

- 一 情報資産（システム副管理者の管理に係るものを除く。）の管理に関する事項
 - 二 住民基本台帳ネットワークシステムの運営に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、セキュリティ統括責任者が定める事項
- 3 システム副管理者は、次に掲げる事項を管理する。

一 情報資産のうちシステム機器等（端末機を除く。）及びプログラム（電子計算機を機能させて住民基本台帳ネットワークシステムを作動させるための命令を組み合わせたものをいう。）に係るものの管理に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、セキュリティ統括責任者が定める事項
（システム機器等の設置）

第五条 システム機器等の設置は、システム管理者が行うものとする。

（端末機の設置等）

第六条 本庁の課（室及びチームを含む。）又は出先機関の長（以下「課長等」という。）は、前条の規定にかかわらず、システム管理者の承認を受けて端末機を設置することができる。

2 前項の規定により端末機を設置した課長等は、所属職員のうちから端末機管理者を指定しなければならない。

3 課長等は、前項の規定により端末機管理者を指定したときは、その職及び氏名をシステム管理者に報告しなければならない。

4 端末機管理者は、システム管理者の指示を受け、端末機の管理を行わなければならない。

（本人確認情報の利用等）

第七条 課長等は、所掌する業務において本人確認情報の利用（法第三十条の八第一項又は第三十条の七第五項の規定により本人確認情報を利用し、又はその提供を受けることをいう。以下同じ。）を開始しようとするときは、事務の内容、本人確認情報を取り扱う職員等を明らかにし、システム管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認を受けた課長等は、当該承認に係る本人確認情報の利用を廃止したときは、速やかにシステム管理者に届け出なければならない。

3 第一項の規定による承認を受けた課長等は、システム管理者の求めがあつたときは、本人確認情報の利用の状況をシステム管理者に報告しなければならない。

（本人確認情報の漏えい防止）

第八条 本人確認情報の電子計算機処理等（法第三十条の十七第二項に規定する電子計算機処理等をいう。）に関する事務に従事する職員は、法第三十条の三十一第一項及び第三十条の三十五第一項の規定を遵守するほか、本人確認情報の漏えいの防止に努めなければならない。

（職員の研修）

第九条 システム管理者は、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティの確保に資するため、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に従事する職員に対し、研修を実施しなければならない。

2 課長等は、職員に前項の研修を受ける機会を与えるよう努めなければならない。
（外部委託）

第十条 課長等は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る業務の委託をしようとするときは、委託を受けようとする者の個人情報保護に係る措置の状況等を調査し、システム管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の委託に関する契約を締結するときは、次の各号に掲げる事項をあらかじめ約定するものとする。

一 再委託の禁止に関する事項

二 情報が記録された資料の保管、返還及び廃棄に関する事項

三 情報が記録された資料の目的外使用、複写及び第三者への提供の禁止に関する事項

四 情報の秘密保持に関する事項

五 事故の報告に関する事項

(監査)

第十一条 セキュリティ統括責任者は、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する事務について、定期及び臨時に、監査を実施しなければならない。

(委任)

第十二条 この規程に定めるもののほか、住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関し必要な事項は、企画振興部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭